

青森県報

号外第二十六号

平成十七年
三月二十五日
(金曜日)

青森県教育委員会

目 次

教育委員会

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則	…	(職員福利課)	…	一
青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	…	(義務教育課)	…	一
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	…	(同)	…	一
青森県立学校管理規則の一部を改正する規則	…	(県立学校課)	…	三
青森県立学校学則の一部を改正する規則	…	(同)	…	三
青森県立聾学校 <small>ろう</small> の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	…	(同)	…	五
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則の一部を改正する規則	…	(同)	…	五
教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正	…	(義務教育課)	…	五

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号を次のように改める。

七 法人の登記事項証明書

第十一条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「七人」を「六人」に改め、同条第三号中「六人」を「五人」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会規則第四号

青森県教育委員会

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第一項別表第一若しくは第二」を「別表第一、第二若しくは第二の二」に改め、同項第五号中「第五条第一項別表第一又は第二」を「別表第一、第二若しくは第二の二」に改め、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

第五条中「第六条第二項別表第三若しくは第五から第八まで、同条第三項別表第四」を「別表第三から第八まで」に、「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十八項」に改め、同条ただし書中「第八号」を「第十号」に改め、同条第六号中「及びその写し」を「の授与証明書又は免許状の写し」に改め、同条第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 管理栄養士免許又は栄養士免許を受けていることの証明書

九 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第四号の規定により

指定された管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書

第十条第一項ただし書中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 理学療法士免許を受けていることの証明書

第十条第二項ただし書中「第七号」を「第九号」に改め、同項第四号中「及びその写し」を「の授与証明書又は免許状の写し」に改め、同項第六号中「あん摩マッサージ指圧師免許」を「医師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許」に改め、「又は理容師若しくは美容師免許」を削り、同項第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 理学療法士免許を受けていることの証明書

八 理容師又は美容師免許を受けていることの証明書

第十一条第三号中「及びその写し」を「の授与証明書又はその免許状の写し」に改める。

第十四条第一項中「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に、「第五号」を「第七号」に改め、同条第二項及び第三項中「第六条第二項別表第三備考第五号」を「別

表第三備考第七号」に改める。

第十五条中「第六条第二項別表第六」を「別表第六」に、「同項別表第三備考第五号」を「免許法別表第三備考第七号」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 免許法別表第六の二により上級免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類及び第二欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第三欄に掲げる科目の単位を含めて第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	栄養教諭の一種免許状						
				九	八	七	六	五	四	
受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数	五	四	三	二	一
				二	二	二	二	二	二	一
				二	二	二	二	二	二	一
				二	二	二	二	二	二	一
				二	二	二	二	二	二	一
				二	二	二	二	二	二	一

第十七条中「又は養護に関する科目」を「養護に関する科目、管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目又は栄養に係る教育に関する科目」に改める。

第二十五条中「第十三項」を「第十四項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第三十

一号) 附則第二条第一項及び第二項の規定により、盲学校特殊教科教諭の理学療法
 の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、第三条第一
 項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、有することを必要とする免許状の授
 与証明書又は免許状の写し及び理学療法士免許又は医師免許を受けていることの証
 明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、免許状の写しについ
 ては、授与権者から授与された免許状を所持する者に限る。

3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十
 一号) 附則第二条第三項の規定により、盲学校特殊教科教諭の理学療法法の普通免許
 状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、前項に規定する書類の
 ほか、実務に関する証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一
 部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に、「同条第
 十号」を「同項第十号」に改める。

第二十二條の二中「部分休業」の下に「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第
 二百六十一号)第二十六條の二に規定する修学部分休業及び同法第二十六條の三に規
 定する高齢者部分休業」を加える。

第二十三條第二項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会規則第六号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次の
 ように改正する。

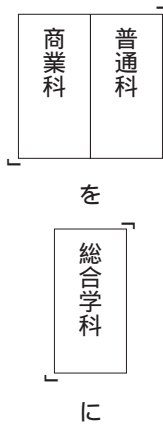
別表第一青森県立青森中央高等学校の項中「青森市大字浦町」を「青森市東大野一
 丁目」に改め、同表青森県立青森戸山高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立浪岡 高等学校	青森市浪岡大 字浪岡	全日制的課程	普通科 商業科	三年
----------------	---------------	--------	------------	----

別表第一青森県立五所川原東高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立金木 高等学校	五所川原市金 木町芦野	全日制的課程	普通科	三年
----------------	----------------	--------	-----	----

別表第一青森県立深浦高等学校の項中



改め、同表中

青森県立板柳 高等学校	青森県立板柳 高等学校	青森県立板柳 高等学校
北津軽郡板柳 町大字太田	北津軽郡金木 町大字金木	北津軽郡板柳 町大字太田
全日制的課程	全日制的課程	全日制的課程
普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年

青森県立板柳 高等学校	北津軽郡板柳 町大字太田	全日制的課程	普通科	三年
----------------	-----------------	--------	-----	----

に改め、同表青

森県立鶴田高等学校の項の次に次のように加える。

森県立川内高等学校の項中「下北郡川内町大字川内」を「むつ市川内町家ノ上」に改め、同表青森県立大畑高等学校の項中「下北郡大畑町大字大畑」を「むつ市大畑町兎沢」に改め、同表青森県立八戸中央高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立南郷高等学校	八戸市南郷区 大字市野沢	全日制的課程	普通科	三年
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町 大字犬落瀬	全日制的課程	普通科	三年

に改め、同表青

別表第一中

青森県立八戸高等学校	上北郡六戸町 大字犬落瀬	全日制的課程	普通科	三年
青森県立八甲高等学校	上北郡天間林 村大字天間館	全日制的課程	普通科	三年

を

青森県立八甲高等学校	上北郡七戸町 保字舟場向川久	全日制的課程	普通科	三年
------------	-------------------	--------	-----	----

森県立七戸高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立尾上総合高等学校	南津軽郡尾上町 大字高木	全日制的課程	総合学科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上

に改め、同表青

別表第一中

青森県立尾上総合高等学校	南津軽郡尾上町 大字高木	全日制的課程	総合学科	三年
青森県立浪岡高等学校	南津軽郡浪岡町 大字浪岡	全日制的課程	商業科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上

を

青森県立中里高等学校	北津軽郡中泊町 大字高根	全日制的課程	普通科	三年
------------	-----------------	--------	-----	----

別表第三中

青森県立浪岡養護学校	南津軽郡浪岡町 大字女鹿沢	高等部	普通科	三年
青森県立黒石養護学校	黒石市大字温湯	小学部		六年
		中学部		三年
		高等部	普通科	三年

を

青森県立浪岡養護学校	青森市浪岡大字 女鹿沢	小学部		六年
		中学部		三年
		高等部	普通科	三年

加える。

普通科

に改め、同表青森県立青森第一高等養護学校の項の次に次のように

別表第三青森県立青森第一高等養護学校の項中

普通科	総合職業科
-----	-------

を

青森県立田子高等学校	三戸郡田子町 大字相米	全日制的課程	普通科	三年
------------	----------------	--------	-----	----

に改める。

別表第一中

青森県立田子高等学校	三戸郡田子町 大字相米	全日制的課程	普通科	三年
青森県立南郷高等学校	三戸郡南郷村 大字市野沢	全日制的課程	普通科	三年

を

青森県立黒石 養護学校		黒石市大字温 湯		高等部	普通科	三年
		中学部				三年
		小学部				六年

に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一青森県立川内高等学校の項及び青森県立大畑高等学校の項の改正規定は公布の日から、同表青森県立金木高等学校の項及び青森県立中里高等学校の項の改正規定は平成十七年三月二十八日から、同表青森県立八甲田高等学校の項及び青森県立南郷高等学校の項の改正規定は同月三十一日から施行する。

2 青森県立深浦高等学校の普通科及び商業科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立聾学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立聾学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

青森県立聾学校の通学区域に関する規則（昭和四十二年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「天間林村」及び「上北町」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年三月三十一日から施行する。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）」に、「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第七条第二項及び第九条第三項中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第一号様式中「独立行政法人日本学生支援機構」を「財団法人青森県育英奨学会」に改める。

第六号様式中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第五号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十五日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

「養護に関する科目」の下に「管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目」を加える。

別表（十六）を削り、別表（十五）を別表（十六）とし、別表（十四）の次に次の一表を加える。

(15) 栄養教諭専修・1種・2種免許状
教員又は学校栄養職員としての在職年数と修得単位を条件として栄養教諭専修・1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 別	栄養教諭専修免許状		栄養教諭1種免許状		栄養教諭2種免許状	
	別表第6の2 第17条の2	別表第6の2 第17条の2	別表第6の2備考 第17条の2第2項	別表第6の2備考 第17条の2第2項	別表第6の2備考 第17条の2第2項	別表第6の2備考 第17条の2第2項
規定 免 許 法 規 則	第17条の2	第17条の2	第17条の2	第17条の2	第17条の2	第17条の2
修得 すること を 必 要 と する 総 単 位 数	3	4	5	6	7	8
管理栄養士学校指定規則(昭和41年厚生省令第2号)	15	40	55	30	25	20
別表第1に掲げる教育内容に係る科目単位数	32	28	24	20	15	10
栄養に 関 する 科 目 単 位 数	2	2	2	2	2	2
教 職 に 関 する 科 目 単 位 数	6	5	4	3	3	3
免 許 法 規 則 第 三 欄	教育の意義等に 関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、 服務及び身分保障等を含む。)	1	1	1	1
免 許 法 規 則 第 十 条 の 四 に 定 め る 科 目 区 分	第三欄 教育の基礎理論 に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(保育のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経済的事項	2	1	1	1
第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 道徳及び特別活動に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	1	1
第五欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的かつ知識を含む。)	2	2	1	1
第六欄	栄養教育実習	15	—	—	—	—
栄養に係る教育又は教職に関する科目単位数	—	—	—	—	—	—

栄養教諭1種免許状 栄養教諭2種免許状

(1) 栄養教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の3に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目又は同規則第10条の4に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

(2) 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の3に定める修得方法の例にならうものとする。

※1 1年未満の期間であっても、当該在職年数を満たしたものとみなす。

※2 教職に関する科目の単位の修得方法で、必修単位以外に修得を要する単位数(1種：3単位、2種：1単位)については、必修科目から適宜修得するものとする。

※3 特別非常勤講師の勤務経験があり、勤務する学校を所管する市町村教育委員会等から、栄養の指導に関して良好な成績で勤務した旨の証明書若しくは、栄養教育実習1単位は他の教職に関する科目で振り替えることが可能である。

備 考

附 則
この告示は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭